

令和7年度

第 1 回

区 長 会 資 料

(本 編)

と き 令和7年5月2日(金) 午後7時～

ところ 八東体育文化センター 遠見山アリーナ

日 程

午後 7 : 0 0

1 開 会

2 町長あいさつ

3 議会議長あいさつ

4 各課長による所管事項の説明

5 質 疑

6 閉 会

午後 8 : 3 0

(予定)

目 次

総務課	P 1
税務課	P 2
企画課	P 3～4
人権推進課	P 5
男女共同参画センター	P 6
町民課	P 7
福祉課（福祉事務所）	P 8
保健課（こども家庭センター）	P 9
産業観光課	P 10
建設課	P 11
上下水道課	P 12
地籍調査課	P 13～14
教育委員会	P 15
議会事務局	P 16
農業委員会	P 17
八頭町社会福祉協議会	P 18
八頭町行政機構図	P 19

総 務 課

本庁舎 総 務 課 TEL 76-0201 FAX 73-0147

防 災 室 TEL 76-0203

船岡庁舎 住 民 課 TEL 72-0044 FAX 73-0290

八東庁舎 住 民 課 TEL 84-1222 FAX 84-2818

1 区長関係について

- ① 区長会について（原則年2回とします。）
 - ・第2回区長会は11月下旬頃開催予定です。
- ② 区長報償費（手当）について
 - ・均等割額 12,000円 世帯割額（1世帯当たり）900円
- ③ 区長文書について **資料編 P1～2**
 - ・原則として月1回（月末頃）発送します。

2 各種補助制度について **資料編 P3～13**

3 令和7年度予算の概要について **資料編 P14～15**

4 選挙関係について

- ・参議院議員通常選挙 …18歳以上の方が有権者となります。
- ※ 投票日：7月頃（予定）午前7時から午後7時まで

5 防災関係について **資料編 P16**

- ・各集落に集落支援職員を配置し防災訓練による防災体制を推進します。
- ・集落支援職員については、決定次第に後日連絡します。
- ・8月31日（日）防災訓練を実施します。（八頭町防災の日9月1日）

6 八頭町合併20周年記念事業【11月2日（日）】

7 その他

- ① 町の防災無線設備を使って集落内放送を行う場合は、集落名を言ってから放送をお願いします。（例：〇〇区長からxxxについてお知らせします。）
- ② 地縁団体の結成促進及び変更届出をお願いします。（R7.4.1現在 45団体）
- ③ 防災学習会、交通安全教室の開催を要望される集落は、防災室へご連絡下さい。
- ④ 令和7年度の主な年間行事予定 **資料編 P31**

税 務 課

本庁舎 税 務 課 TEL 76-0204

1 納税（納入）通知書等の送付について

納税（納入）通知書等は、税額等が決定しましたら随時郵送いたします。

【令和7年度 月別納期一覧表】

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
納付期限・ 口座振替日	4月30日	6月2日	6月30日	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月26日	2月2日	3月2日
軽自動車税	全期										
固定資産税		1期		2期					3期		4期
町 県 民 税			1期		2期		3期			4期	
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者 医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

2 町税等の納付について

○ 納付場所等について

町税等の納付については、役場窓口、銀行、農協、信用金庫、労働金庫、郵便局、コンビニエンスストアでお支払いいただけます。

※ 納付書のQRコード読取により、各種スマホ決済やクレジットカードでお支払いが可能となっています。（介護保険料、後期高齢者医療保険料を除く。）

○ 口座振替の推進について

納め忘れのない口座振替が便利で確実です。各金融機関窓口でお手続きをしていただきますようお願いします。

なお、鳥取銀行、山陰合同銀行に口座がありキャッシュカードをお持ちの方は、インターネットで口座振替のお手続きができますので、ご利用ください。

3 土地情報データの交付について

地籍調査完了地区については、一筆図形等の土地情報データの交付を税務課、船岡住民課及び八東住民課で行っていますので、ご利用ください。

企 画 課

本庁舎 企 画 課 TEL 76-0212

地域戦略室 TEL 76-0213

1 公共交通機関の利用について

- 大江線・私都線を含む町営やずバス料金は一律100円ですので、買い物・通院等にご利用をお願いします。
- 若桜鉄道切符・町営やずバスの定期券・回数券は郡家駅「ぷらっとぴあ・やず」で販売していますのでご利用をお願いします。
- 高校生通学費助成制度を設けています。通学定期の5,000円／月を超える料金を助成しますのでご利用をお願いします。

2 タクシー利用助成制度について

65歳以上及び身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び要介護認定を受けておられる方で免許証をお持ちでない方に対して、タクシーの利用費助成を行っております。利用には事前の登録が必要です。本人確認のできる書類をご持参いただき、各庁舎で手続きをお願いします。

【助成額】

- 八頭町内 タクシー運賃の2／3の額
(最低個人負担額 300円、 最高個人負担額 1,200円)
但し、5,000円を超える運賃につきましては、個人負担となります。
- 2人以上で相乗りをされる場合は、さらに1割引となりますので、相乗りでの利用をお願いします。
- タクシー利用者証明証の有効期限は10年です。更新手続の必要な方には随時ご案内いたしますので、手続きをお願いします。

3 放置危険家屋について

集落内に長年空き家となり放置され、危険だと思われる家屋がありましたらお知らせください。

特定空き家判定委員会で「危険な家屋」と判定された場合、家屋の持ち主に対しその旨通知します。撤去に対する助成制度を設けています。

【助成額】 家屋撤去費用の1／2（上限100万円）

倉庫等の附属建物についても、家屋と同時に撤去する場合は助成の対象となります。

4 空き家バンク・移住者受け入れのご協力について 資料編P17～19

- 空き家バンクでは、登録いただける空き家を募集しています。また、入居者が決定した際には、集落での受け入れにご協力をお願いします。
- 空き家バンク利用者に対して、事前に自治会情報（自治会費や年間行事等）を伝えることで、移住後のミスマッチを解消し、定住につなげていきたいと考えています。今後、空き家の新規登録があった際には、情報提供にご協力をお願い

いします。

5 若者世帯・子育て世帯向けの住宅リフォーム支援について

若者世帯の定住促進と町内経済の活性化を図るため、町内事業者が実施するリフォーム工事に要する費用の一部を支援しています。

【助成対象】 いずれかが40歳以下の夫婦又は18歳以下の子供がいる世帯

【助成額】 50万円以上の工事費用の2/10（上限20万円）

6 光ケーブルによるサービスについて

八頭町全地域で、ケーブルテレビ及び光インターネットサービスを提供する環境が整備されています。ケーブルテレビでは、八頭町ニュースや議会中継、地域の情報などを放映しており、月額基本料金は880円（税込）となっています。

【加入申込又は問合せ先】

◇ケーブルテレビ・・・（株）全関西ケーブルテレビジョン
（TEL）0120-968-138（受付時間：平日の9:30～17:30）
◇光インターネット・・・NTT西日本
（TEL）0120-931-968（受付時間：平日の9:00～17:00）

※各集落の公民館にケーブルテレビを引かれる場合は、町の公共施設として、加入料金及び基本料金が無料です。但し、NHKの受信料金は必要となりますのでご注意ください。

7 魅力ある地域づくりやコミュニティ活動への支援について

地域活性化につながる事業に取り組んでいただけるグループ・団体・集落等の活動を支援するため、「魅力ある地域づくり推進事業補助金」を交付しています。観光PRや賑わいイベントの開催、地域振興のための人材育成、特産品の開発など、幅広くご活用いただけます。※例年開催されている集落行事等は対象外。

【助成額】 総事業費の8割以内（上限20万円）

8 部落史編纂事業補助金について

各集落や地域の郷土史を編纂される場合の助成制度の拡充を行います。編纂を計画されている集落、地域がございましたらご連絡ください。

【助成額】 印刷製本費の1/2（上限50万円）

9 消費者行政相談窓口の設置について

丹比地区公民館で、毎週木・金曜日の午前9時から午後4時まで開設しています。電話による相談（TEL 84-1230）も受け付けていますのでご利用をお願いします。

また、弁護士による無料の消費生活相談（要予約）を2か月に1回行っていますのでご利用をお願いします。

人 権 推 進 課

八東庁舎 人権推進課 TEL 84-1228

中央人権啓発センター TEL 84-3496

船岡人権啓発センター TEL 73-0030

郡家人権啓発センター TEL 72-2672

1 人権教育・啓発の推進について

人権教育推進協議会では、人権尊重のまちづくり講演会（6月下旬）、部落解放研究集会（12月上旬）を開催予定です。また、各地区人権教育推進委員会が主催する人権問題学習会等の事業に、多くの皆様がご参加いただきますよう、呼び掛けをお願いします。

2 人権啓発センターの事業等について

人権啓発センターでは、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点施設として、相談事業や各種事業等を開催します。

- 人権問題講座（各地域3回、合計9回）。
- ヨガ教室、生花教室、手芸教室など地域交流事業。

3 解放文化祭等の実施について

- 八東地域： 7月26日（土）～27日（日）
- 船岡地域： 10月25日（土）～27日（月）
- 郡家地域： 11月22日（土）～24日（月）

4 各種相談について

人権相談（人権推進課）・行政相談（企画課）

原則 毎月第2水曜日（中央公民館・船岡地区公民館・丹比地区公民館）

開設時間：13：30～16：00

5 八頭町団体育成事業助成制度について

自治会組織や各種団体等が行う人権教育・啓発を目的とした研修や講演会などに必要な講師料を助成する制度です。詳しくは、人権推進課まで問い合わせをお願いします。

男女共同参画センター

八頭町徳丸 578-1

TEL 84-2361 FAX 84-2362

1 男女共同参画センター各種事業について

(1) 学習及び啓発

- 令和3年度から5年間の「第4次男女共同参画プラン」に基づき、各種事業を実施しています。皆様のご参加をお願いします。
- 11月に「男女共同参画フェスティバル」を開催予定としています。
- 各組織での研修会において「男女共同参画出前講座」を実施しますので、ご利用をお願いします。
- 広報やずに「4コマ漫画」を掲載していますので、ご覧ください。
- 「男女共同参画かるた」及び「子育てかるた」の貸出しを行っていますので、各種団体活動等での活用をお願いします。

(2) 人材育成

- 研修会等への参加により男女共同参画リーダー養成を行っています。
- 将来のまちづくりの為、イベント等を企画し、積極的に参画していただける若手女性リーダーを募集しています。

(3) 情報の収集・提供

- 男女共同参画関連図書や絵本、DVD等の貸出しを行っていますので、ご活用をお願いします。

(4) 相談事業

- 弁護士による『なんでも相談』を行っていますのでご利用をお願いします。
 - ・偶数月の第1金曜日 13:30～16:30 (予約制)・1回45分以内
- 女性に対する暴力相談や困難な問題を抱える女性の相談窓口等を設置し、関係機関と連携を図っています。
 - ・8:30～17:15 (土日祝日を除く)

(5) 団体の活動支援

- 登録団体の活動支援を行っていますので、積極的な登録をお願いします。

2 集落における男女共同参画の推進について

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを解消し、性別に関わらず多様な意見を集落づくりに反映しやすい環境とする為、集落における男女共同参画を推進しています。区長・副区長・会計等集落役員への積極的な女性の登用・参画への働きかけをよろしくお願いします。

(令和6年度：5.5% ⇒ 令和7年度目標：10%)

町 民 課

本庁舎 町 民 課 TEL 76-0205
76-0211

1 環境衛生事業について

①ごみの出し方（分別区分）について

「家庭ごみの出し方と分別の手引き（令和6年4月版）」を参考にいただき、ごみの適正な分別と出し方にご協力をお願いします。

②ごみステーションの新設等について

ごみステーションの新設、移動や廃止をされる場合は、必ず事前にご連絡をお願いします。

③ごみ学習会（出前講座）の開催について **資料編P20～21**

町職員が皆様のお近くにお伺いして、ごみに関する学習会を開催しています。ごみについて、普段から疑問に思っていることをこの機会に解決してみませんか。お気軽にお申込みをお願いします。

④環境衛生各種事業補助金制度のご案内

・集落ごみステーション等整備事業補助金 **資料編P12**

集落ごみステーションの新設、買い替え、修繕に対して助成しています。

希望される集落は、事前にご連絡をお願いします。

・ごみ散乱防止ネット購入費補助金 **資料編P12**

ごみステーションでのカラスや猫等による集積ごみの散乱防止や環境美化の向上を図る為、ネット購入費の一部を助成します。希望される集落は、事前にご連絡をお願いします。

・資源ごみ回収報奨金 **資料編P10**

資源の再利用を推進するため、回収団体に対して報奨金を交付しています。

⑤適正処理困難廃棄物回収の斡旋をします

11月中旬頃の実施を予定しています。詳細については、今後、町報等でお知らせします。

⑥不法投棄の根絶について

不法投棄のパトロールや不法投棄防止のための啓発看板を配布しています。看板配布を希望される集落はご連絡をお願いします。また、不法投棄をしている状況を見かけた場合、すぐに警察（110番）に不法投棄者の特徴や車のナンバーなどを通報してください。

2 マイナンバーカードの申請について **資料編P23～25**

マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示されています。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、健康保険証としての利用、コンビニでの各種証明書の発行、マイナポータル上での転出手続、e-Tax（イ・タックス）等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにも利用できます。まだ申請をされていない方は、ぜひ早めの申請・取得をお願いします。

福祉課（福祉事務所）

地域福祉係 TEL 72-3586 障がい福祉係 TEL 72-3590
母子父子支援係 TEL 72-3583 生活支援係 TEL 72-3581

1 地域福祉について（第2期地域福祉推進計画の推進、福祉団体の活動支援など）

(1) 地域福祉組織（まちづくり委員会）について **資料編P26**

現在、12地区のまちづくり委員会が、それぞれの地区の特性を活かした地域福祉活動が行われています。事業を支援していただく「事業推進員」の選出依頼がありましたらご協力いただきますようお願いいたします。未設置の国中地区、西郡家地区でも、集落支援員を先行配置して、事業を行いながら組織化をめざしています。活動へのご理解、ご協力をお願いいたします。

(2) 民生委員・児童委員について **資料編P27～28**

民生委員・児童委員の任期満了に伴い、令和7年12月1日に一斉改選が行われます。退任される委員さんの担当地区の区長さんにおかれましては、令和7年6月頃に新任委員候補者の推薦依頼をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。また、欠員となっている集落の区長さんには新任委員を選出いただきますようお願いいたします。

(3) 災害時における支え愛地域づくりについて

① 支え愛地域づくり推進事業補助金について **資料編P11**

支え愛マップづくりなどを通して、要支援者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくり（見守り体制づくり）に要する経費を補助します。また、災害時に避難支援が必要な障がい児者や寝たきりの高齢者等の「個別支援計画」を作成していただく補助事業を新設します。

② 避難行動要支援者台帳の引継ぎについて

集落役員の改選により区長さんが交代される際には、避難行動要支援者台帳の引継ぎをお願いいたします。

(4) 日本赤十字社活動資金募集について

毎年5月は全国一斉に「赤十字運動月間」で赤十字会員の加入促進と活動資金の募集を実施します。震災等の自然災害や国際紛争等に対して、救援活動や物資を購入するうえで大切な資金源となりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

2 障がい福祉について（障がい福祉サービスの提供ほか）

福祉のまちづくり推進事業補助金について

集落公民館のバリアフリー化工事を行う費用の一部を支援します。玄関の段差解消、トイレの洋式化などのご要望がありましたら、事前にご相談ください。

（注：着工後の申請はできません。）

3 母子父子支援について（母子生活支援施設への入所措置、児童扶養手当ほか）

地域住民や民間団体が活動の主体となり、食を通じた子どもの居場所づくり「子ども食堂（地域食堂）」に取り組んでいます。ご利用の際には予約が必要です。

のぞみ おやこ食堂 毎月第1・第3金曜日 17:30～19:00 母子生活支援施設のぞみ
連絡先：母子生活支援施設のぞみ 電話 73-0139

※現在は弁当のみ提供しています。弁当1個につき100円です。

こども食堂・寺子屋みらいこおけ 毎週金曜日 17:00～19:00 郡家西地区公民館
連絡先：ワーカーズコープさんいんみらい事業所 電話 0857-30-7471

※料金は、子ども（中学生まで）無料、大人200円です。（要予約）※テイクアウトもできます。

みんなの居場所 はっちゃん 毎週金曜日 16:00～18:00 八東体育文化センター

※料金は子ども（18歳まで）無料、大人300円です。現在は弁当で提供しています。

保 健 課（こども家庭センター）

保健係 （代）TEL 72-3566

こども健やか係

介護保険係 TEL 72-3555

地域包括支援センター TEL 72-3574

1 健康づくり事業について

- (1) 6月から集団検診、巡回検診、医療機関検診を行います。がん検診受診券を5月下旬に各個人に郵送します。
- (2) 健康教室は、保健師、薬剤師、歯科衛生士、運動指導士などが集落に出向き、身体やこころの健康づくりに関する内容で開催します。各集落の健康づくり推進委員さんには、検診の受診勧奨のほか、集落内での健康教室の開催をお願いしますので、ご協力をお願いします。
- (3) 保健センターで健康相談や医師等を招いての健康講座などを行っています。健康に関する知識や健康に過ごせる方法などをお伝えしています。お気軽にご利用ください。
- (4) 健康増進法により公民館や集会所などの複数の人が利用する全ての施設は原則屋内禁煙が義務づけられています。屋内での喫煙を可能にする場合は、喫煙室の設置及び標識の提示が必要です。
- (5) 健康づくりへの関心を高め、実践するきっかけづくりとして「健康ポイントラリー」を実施します。健診などの健康づくりに関する事業や自主活動をポイント付与対象としています。

2 こども家庭センターについて

4月から郡家保健センター内に「こども家庭センター」を開設しています。こども家庭センターでは、妊娠・出産・子育て期まで切れ目なく、こども（18歳未満）や子育て家庭のさまざまな不安や悩みの相談に応じます。

一人ひとりに合った必要な情報提供をし、関係機関と連携をとり、サービス等の提案・提供をし、安心して子育てできるようサポートしていきます。

3 介護保険制度について

日常生活における支援や認知症や寝たきり状態になったなど、介護保険サービスの利用が必要となったときは、要介護認定の申請を行ってください。申請窓口は、保健課介護保険係、船岡住民課、八東住民課です。

4 地域包括支援センターについて

- (1) 高齢者のみなさんの総合相談窓口です。介護予防、介護相談、権利擁護、認知症の方の医療受診や介護保険サービスの利用等、相談対応を行っています。
- (2) 介護予防教室対象者を把握するため、介護保険の認定を受けておられない高齢者の方を対象に健康状態のアンケートを実施する予定です。
- (3) 認知症についての正しい知識・理解の普及や地域で見守り、支え合いをすすめていくことができるように認知症サポーター養成講座と、タッチパネル式コンピューターを用いた「もの忘れチェック」を各集落に出向き実施しています。

産業観光課

本庁舎 産業観光課 TEL 76-0208
船岡庁舎 商工観光室 TEL 72-0144

1 補助事業について

町の単独補助事業

- ① 農業用施設等整備費補助金（補助率2／3、限度額20万円、工事費が5万円以上）
- ② 小規模農家向け⇒農耕用免許取得推進事業補助金
小規模農家経営継続支援（指定農業機械購入）事業補助金
- ③ 観光・交流促進補助金（体験メニュー開発・観光PR等、補助率2／3、限度額：20万円）
- ④ 「出る杭を伸ばす」事業者応援補助金
（新事業展開・起業創業・事業承継、補助率1／2、限度額：20万円～）
- ⑤ 危険木伐採等事業補助金（補助率1／2、限度額20万円、事業費5万円以上）
など 制度を活用される場合はご相談ください。

2 八頭町農業公社について

- ①農地情報の提供 ②担い手間の連携 ③就農相談の窓口 ④研修受け入れ体制
⑤樹園地再生・継承 ⑥耕作放棄地再生 ⑦農地中間管理の窓口などの業務を行っています。
ご利用・ご相談をお願いします。

3 森林経営管理制度集落説明会について

令和2年4月より始まりました森林経営管理制度について、以下のとおり事業推進しています。

年度	説明会・意向調査	集積計画	森林整備
R7（予定）	日田、島、皆原	市場、下津黒、別府	水口、坂田、船岡、破岩、 国中、石田百井

4 令和7年「緑の募金」運動について

- ① 期間（春期） 3月25日（火）～5月30日（金）
- ② 募金は、1世帯当たり200円を目安としています。ご協力をお願いします。
- ③ 緑の募金事業で樹木、花木等の植栽を希望される集落は、ご相談ください。

5 有害鳥獣被害対策について

鳥獣被害対策に取り組む集落を支援しています。対策を検討される場合は、産業観光課にご相談ください。（詳細は資料編参照）

6 公園施設等の利用について

各施設の利用期間についてお知らせします。

施設名	開園	イベント
姫路公園	4月25日	安徳の里・姫路公園まつり（未定）
船岡竹林公園、やずミニSL博物館	3月1日	ふなおか竹林まつり（未定）
八東ふるりの森	4月29日	八東ふるりの森イベント（未定）

7 八頭町観光情報掲載について

- ・八頭町観光協会「やずナビ」
【URL】<https://yazukanko.jp/>



「やずナビ」QRコード



八頭町マスコット
キャラクター
「やずびよん」

建設課

本庁舎 建設課 TEL 76-0206

1 町道の改良、舗装、補修事業について

補修等の必要な箇所がありましたら、ご連絡をお願いします。

2 法定外公共物の占用等について

①町道の道路占用、境界の立会、形状変更等を行う場合には申請をお願いします。

②赤線（里道）・青線（水路）の占用、境界の立会、形状変更等を行う場合には申請をお願いします。

3 災害復旧事業について

○農地農業用施設災害 採択基準 国の査定額 1件40万円以上
(田・畑、農業用施設) 地元負担金 最高5% (受益者1戸当たり3万円上限)

○公共土木災害 採択基準 国の査定額 1件60万円以上
(町道、小河川) 地元負担金 なし

○農地農業施設等災害補助金 事業費1件当たり 原則5万円以上 補助率4/5以内

4 道路部分改良事業について

集落の要望による町道の部分改良事業について、事業費の上限を200万円未満とし、分担金の額を1/5とする制度です。対象がある場合にはご相談をお願いします。

5 道路等愛護事業交付金について 資料編P13

集落間を結ぶ主要な町道等の除草、清掃などを行う団体の支援を行っています。対象の事業において、草刈り等が必要な面積1平方メートル当たり40円、清掃等は1平方メートル当たり20円を交付します。1団体につき年間12万円を限度とします。（4月より改訂）

6 国、県の事業の促進について

①国道及び県道の改良事業、河川改修事業、砂防事業の促進についてご協力をお願いします。

②急傾斜地崩壊対策事業の促進についてご協力をお願いします。

受益対象戸数5戸以上、事業費の0.25%の受益者負担金が必要です。

(受益者1戸当たり3万円の上限額を設定)

7 クリーンクリーン大作戦等（清掃活動）について

○8月3日（日）クリーンクリーン大作戦

上 下 水 道 課

船岡庁舎 上下水道課 TEL 72-3973
FAX 73-0290

1 簡易水道について

- ①水道メーター検針は、毎月1日～8日の間に実施しています。
定期的な宅地内の漏水チェックをお願いします。
宅地内での漏水は、料金が発生します。漏水を発見し、修繕されたら水道使用料減免制度がありますので相談をお願いします。
- ②防火訓練などで消火栓を使用される場合、事前に届出をお願いします。
(急激な水量変化への対応が必要な場合があります。)
- ③道路などで漏水の疑いのある箇所を発見されたらお知らせください。
水道管破裂等により、急な断水となる場合があります。ご協力をお願いします。

2 下水道について

- ①家庭のトイレや宅内マスに、タオル・雑巾・下着・生理用品・ウエットティッシュなどを流さないようにお願いします。
(マンホールポンプが止まる他、下水処理場機器の故障原因になります。)
- ②灯油、農薬などの洗浄液を流さないようにお願いします。
(汚水処理に必要な微生物が死に汚水の処理ができなくなります。)
- ③下水道への早期接続を推進していますので、ご協力をお願いします。
- ④合併処理浄化槽の設置希望者の方は12月末までに申し込みください。
(農業集落排水や公共下水道処理区域外が対象です。)
- ⑤高齢者福祉施設等の入所者を対象に下水道使用料減免制度があります。
(施設入所の証明書等を添付して、申請をお願いします。)

3 その他

- ①漏水修繕など水道関連の工事や下水道管の点検・清掃など宅内工事をされる場合は八頭町指定の工事店にご依頼ください。
(指定工事店は八頭町ホームページに掲載しています。)
- ②世帯単位で転出、転入、転居されるときは届出をお願いします。

地 籍 調 査 課

船岡庁舎 地籍調査課 TEL 72-3154

FAX 73-0290

1 令和7年度の事業方針

<概 要>

急峻な山間部においては、リモートセンシング技術を活用しパソコンモニターに表示した画像により筆界案を提示し、机上での一筆地調査を実施することにより、安全で効率的な一筆地調査を実施。大字界は、現地立会により一筆地調査を実施。

平坦な宅地部及び周辺の農地においては、事故並びに熱中症対策に十分な配慮を行いながら、現地立会により一筆地調査を実施。

2 令和7年度事業実施地区

	計画面積	計画筆数
法務局送付	1.03 km ²	898 筆
事業全体	17.88 km ²	9,810 筆
うち一筆地調査	4.95 km ²	1,540 筆

○ 【令和3年度実施地区】

該当地区	精度	手法	実施面積	実施筆数	作業工程	進捗率 (全工程)
門尾・堀越の各一部 (20203132900)	乙2 (山)	航測法	0.81 km ²	382 筆	法務局送付	100.0%
合 計			0.81 km ²	382 筆		100.0%

○ 【令和4年度実施地区】

該当地区	精度	手法	実施面積	実施筆数	作業工程	進捗率 (全工程)
門尾の一部 (20203132919)	甲3 (平)	地上法	0.08 km ²	152 筆	法務局送付	100.0%
池田・郡家③-1の各一部 (20203132943)	甲3 (平)	地上法	0.03 km ²	98 筆	法務局送付	100.0%
小 計			0.11 km ²	250 筆		
下門尾の一部 (20203132901)	乙2 (山)	航測法	0.46 km ²	189 筆	本閲覧	91.0%
小 計			0.46 km ²	189 筆		
合 計			0.57 km ²	439 筆		91.0%

○ 【令和5年度実施地区】

該当地区	精度	手法	実施面積	実施筆数	作業工程	進捗率 (全工程)
池田・郡家③-2の各一部 (20203132947)	甲3 (平)	地上法	0.11 km ²	266 筆	法務局送付	100.0%
小 計			0.11 km ²	266 筆		
下門尾の一部 (20203132915)	甲3 (平)	地上法	0.10 km ²	184 筆	本閲覧	91.0%
山志谷の一部 (20213132901)	甲3 (平)	地上法	0.05 km ²	96 筆	面積計算・本閲覧	80.0%
山志谷の一部 (20213132902)	乙2 (山)	航測法	3.21 km ²	887 筆	原図作成・面積計算 本閲覧	77.0%
橋本の一部 (20213132926)	乙2 (山)	航測法	2.49 km ²	914 筆	本閲覧	91.0%
小 計			5.85 km ²	2,081 筆		
合 計			5.96 km ²	2,347 筆		84.8%

○ 【令和6年度実施地区】

該当地区	精度	手法	計画面積	対象筆数	作業工程	進捗率 (全工程)
下坂の一部 (20213132911)	甲3 (平)	地上法	0.16 km ²	529 筆	測量・原図作成	30.0%
下坂の一部 (20213132912)	乙2 (山)	航測法	0.78 km ²	335 筆	原図作成	77.0%
福地の一部 (20223132903)	甲3 (平)	地上法	0.12 km ²	401 筆	測量・原図作成	30.0%
郡家④-1の一部 (20203132944)	甲3 (平)	地上法	0.12 km ²	505 筆	原図作成	77.0%
合 計			1.18 km ²	1,770 筆		53.5%

○ 【令和7年度実施地区】

該当地区	精度	手法	計画面積	対象筆数	作業工程	進捗率 (全工程)
郡家④-2の一部 (20203132948)	甲3 (平)	地上法	0.05 km ²	251 筆	一筆地調査	23.0%
福地の一部 (20223132904)	乙2 (山)	航測法	4.90 km ²	1,289 筆	一筆地調査	70.0%
合 計			4.95 km ²	1,540 筆		46.5%

○ 【令和8年度実施地区】

該当地区	精度	手法	計画面積	対象筆数	作業工程	進捗率 (全工程)
福本の一部 (20203132918)	乙2 (山)	航測法	0.93 km ²	360 筆	地権者調査	7.0%
福本①の一部 (20203132916)	甲3 (平)	地上法	0.18 km ²	346 筆	地権者調査	7.0%
井古の一部 (20223132915)	甲3 (平)	地上法	0.03 km ²	242 筆	地権者調査	5.0%
麻生の一部 (20223132905)	甲3 (平)	地上法	0.15 km ²	642 筆	地権者調査	5.0%
合 計			1.29 km ²	1,590 筆		6.0%

○ 【令和9年度実施地区】

該当地区	精度	手法	計画面積	対象筆数	作業工程	進捗率 (全工程)
稲荷の一部 (20223132916)	甲3 (平)	地上法	0.11 km ²	670 筆	地権者調査	5.0%
郡家⑥の一部 (20203132946)	甲3 (平)	地上法	0.01 km ²	190 筆	地権者調査	7.0%
福本②の一部 (20203132917)	甲3 (平)	地上法	0.14 km ²	636 筆	地権者調査	7.0%
麻生の一部 (20223132906)	乙2 (山)	航測法	3.89 km ²	1,144 筆	地権者調査	5.0%
合 計			4.15 km ²	2,640 筆		6.0%

教 育 委 員 会

八東庁舎 学校教育課 TEL 84-1231
社会教育課 TEL 84-1232
FAX 84-1201
中央公民館 TEL 72-3113

1 青少年健全育成運動について

- ① 毎月8の付く日(8、18、28)を『やずっ子の日』として、あいさつ、声かけの町内一斉運動を展開しています。各集落でもご協力をお願いします。(あいさつは心と心をつなぐ架け橋)
- ② 集落等の行事に子どもたちをできるだけ参加させ、地域との関わりを持たせてください。(特に、小学生・中学生・高校生)
- ③ 青パト(各地域ごとに週3回程度)を実施しています。地域においても子どもたちを守り育てる活動にご協力いただきますようお願いいたします。

2 体育行事への参加について **資料編P29**

- ① 町及び体育協会主催の各種スポーツ大会を実施しています。各集落、グループで積極的にご参加をお願いします。
- ② 第17回森下広一杯八頭町マラソン大会
期 日 令和7年10月13日(祝・月) 予定
会 場 船岡小学校グラウンド(走路 陸連公認コース)

3 図書館の利用について **資料編P30**

郡家図書館、船岡図書館、八東図書館の利用をお願いします。図書利用者カードがあれば、3館どこからでも借りられ、どこからでも返却できます。
巡回サービスを移動図書館車で行っています。移動図書館車の巡回ステーションをご希望の場合は、区長さんを通じて各図書館へ連絡をお願いします。
休館日：月曜日、祝日及び国民の休日、毎月最終木曜日、年末年始
船岡図書館、八東図書館については、日曜日も休館です。

4 公民館事業への参加について

中央公民館、地区公民館(郡家東、郡家西、船岡、済美、大江、隼、安部、八東、丹比)で公民館事業、社会教育及び生涯学習活動を実施しています。
地域の社会教育並びにコミュニティ活動の拠点として、お気軽にご利用ください。
また、公民館で行う各種事業の要望がございましたら遠慮なくお聞かせください。
・中央公民館＝開館日：火曜日～土曜日(休館日：日、月曜日、祝日、年末年始)
・地区公民館＝開館日：火曜日、水曜日、金曜日(大江；土曜日⇒金曜日に変更します)

5 文化財に関する助成について

麒麟獅子舞など伝統芸能の用具の修繕及び指定文化財の保護・管理に対して助成制度がありますので、お気軽にご相談ください。

6 芸術文化交流プラザ あーとふる八頭について TEL 71-1016 FAX 84-6006

橋本興家作品など、定期的に作品入れ替えをしていますので、お気軽にご来館ください。
また、団体見学等、休館日での対応が可能ですので、事前にご相談ください。
・あーとふる八頭＝開館日：木曜日～日曜日、祝日(※山本虎之助記念館は、土、日のみ)
＝休館日：月曜日～水曜日、年末年始

7 花と緑の町づくり事業

中央公民館では心豊かに快適で住みやすい地域づくりを目的として、集落の花壇などに植えていただける花苗の斡旋を毎年春、秋に行っています。
市場より安い、1株当たり40円で配布予定としていますので、ぜひご利用ください。

	事業所配布	集落配布	種 類
春	6月6日(金)	6月7日(土)	ペゴニア、サルビア等
秋	11月7日(金)	11月8日(土)	パンジー、ビオラ

8 令和7年度の敬老のお祝いについて

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止及び諸般の事情を考慮して、対象者に商品券を贈呈し、祝意をお伝えいたします。(米寿の祝賀は使えない方に配慮し、商品券に変更)
75歳になられた敬老者(S24.4.2～25.4.1生れ)、傘寿対象者(S20.4.2～21.4.1生れ)、米寿対象者(S12.4.2～13.4.1生れ)にそれぞれ3千円分の商品券を郵送にて贈呈いたします。

議 会 事 務 局

船岡庁舎 議会事務局 TEL 72-3975

FAX 72-2641

1 定例会と臨時会について

- ① 定例会は年に4回(3、6、9、12月)開催します。
日程は防災行政無線・八頭町ホームページでお知らせしています。
一般質問通告書は八頭町ホームページに会期中掲載しています。
- ② 臨時会は必要に応じて開催します。
日程は防災行政無線・八頭町ホームページでお知らせしています。

2 本会議・委員会・全員協議会の傍聴について

- ① 本会議は、議場入り口で、住所・氏名を記載していただくだけでどなたでも傍聴できます。
- ② 委員会・全員協議会は公開を原則としています。事前に議会事務局にお問合せください。
- ③ 定例会本会議・臨時会はケーブルテレビで生放送しています。また、一般質問は定例会翌月に再放送しています。併せて、YouTubeで視聴できるようにしました。

3 請願と陳情について

- ① 請願・陳情は、町政などについて直接議会に要望する制度です。
- ② 請願については議員の紹介が必要です。
- ③ 議会に提出された請願書、陳情書は委員会などで審査し、本会議で採択された陳情等は町長や各執行機関に送り、実現に向け努力するよう求めます。

4 議会だよりについて

町民の皆様に、議会の活動をより深く知っていただくため、議会だよりを年4回発行しています。また発行後、八頭町ホームページに掲載しています。

5 会議録の閲覧について

- ① 議会事務局、各庁舎の町民ホール、図書館で閲覧できます。
- ② 八頭町ホームページ「会議録検索システム」で閲覧できます。

農 業 委 員 会

本庁舎 農業委員会事務局 TEL 76-0207
FAX 76-0217

1 農業委員会への申請について

農地を宅地や駐車場、山林、墓地など農地以外に転用する場合は、県知事の許可が必要となります。

また、農地の売買や贈与などにより所有権を移転する場合は、農業委員会の許可が必要となり、農地を貸し借りする場合は、町の認可が必要となります。

農地に関する申請書は、毎月20日までに農業委員会に提出をお願いします。翌月の10日を基準に開催する定例の農業委員会で審議します。

2 遊休農地の利用意向調査について

農業委員会では、毎年、農地の利用状況について調査を行っています。

令和7年度は、8月中旬から10月末を重点期間として、農地利用最適化推進委員と農業委員が、担当区域の農地の現況確認を行う予定です。

その調査結果として、新たに発生した遊休農地の所有者には、利用意向調査をお願いする予定です。内容としては今後の耕作見込みや貸借の意向などをご記入いただくものです。ご協力をお願いします。

3 農作業標準賃金について

令和7年度適用の農作業標準賃金表は、広報やず4月号と合わせて送付しています。参考にしてください。

4 農地賃借料情報について

令和6年1月から12月までの1年間に締結（公告）された農地の賃貸借、使用貸借について、農地法第52条に基づき下記のとおり情報提供を行っています。農地の賃借料を決定する際の参考にしてください。

（広報やず令和7年2月号に掲載）

（水田）

（年間10a当り）

地域名	賃 貸 借				使用貸借
	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(件)	データ数(件)
郡 家 地 域	4,100	6,000	672	555	110
船 岡 地 域	5,000	5,000	5,000	69	1
八 東 地 域	4,400	10,000	1,000	256	97
八頭町平均・計	4,300（平均）			合計 88	合計 208

※「データ数」は、集計に用いた筆毎の契約数です。

※平均額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※使用貸借とは、農地を無償で借りて使用することです。

農地を貸したい方、借りたい方、その他農地についての相談は、
農業委員会事務局にご連絡をお願いします。

八頭町社会福祉協議会

電 話 本所72-6210 船岡73-0672 八東84-2210
FAX 本所72-2793 船岡72-6122 八東84-2227

社会福祉協議会は、『地域福祉の推進を図ることを目的とする団体』として、地域の住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て、地域福祉活動を企画・実施しています。

1 地域福祉活動事業について

- 誰もが安心して生活できる地域共生社会の構築をめざして事業を推進しています。
- ふれあいサロン等の居場所づくりへの取り組み、まちづくり委員会の活動支援、多様な活動主体と連携した地域見守りネットワークの推進など地域福祉活動を展開しています。
- ボランティアの育成支援に取り組み、ボランティア活動への参加を促進し、ボランティア活動への理解と福祉活動への関心を高め、ともに支え合う地域づくりを推進するため事業展開をしています。
- 福祉学習の推進と担い手づくりとして、小・中学校への福祉教育の推進、地域住民と子ども、障がい当事者、学生ボランティア等の交流による地域福祉学習（福祉学習プラットホーム）を推進し、幅広い世代を通して、地域で支え合う活動を推進しています。

2 八頭町福祉相談支援センター「ほっと」事業について

- 経済的な問題や生活の困りごと、生活に不安を抱えている方の相談窓口として「ほっと」を開設しています。相談支援員が相談をお受けして問題点を整理し、関係機関・専門機関と連携をとりながら、解決に向けて相談支援員が寄り添って支援を行います。

3 社会福祉協議会の会費について（お願い）

- 社協は、住民の皆さまや各団体の方々に社協の福祉活動を支えていただきながら、共に地域福祉の推進に取り組んでいくことを目的に実施しております。社協会費は、地域福祉の取り組みをさらに進めていくうえで最も重要な財源となっております。活動の趣旨をご理解いただき、強制ではありませんが、何卒、ご協力をお願い申し上げます。（期間：7月、1世帯当たり 1,000円）

4 鍛冶屋温泉の利用について ※別添パンフレットをご覧ください。

- 久遠の湯「鍛冶屋温泉」の利用をご案内します。
営業時間：午前9時から午後5時まで
（3月下旬から11月まで土・日・祝は午後7時まで）
入 浴 料：町内300円、町外400円、小学生・障がい者200円
※ふろの日（毎月26日）は、100円引き（10名以上は送迎します。）

5 赤い羽根共同募金事業について（鳥取県共同募金会 八頭町共同募金委員会）

- 赤い羽根共同募金 実施期間：10月1日～12月31日（目標額：一世帯当たり 1,000円）
歳末たすけあい募金 実施期間：12月1日～12月31日（目標額：一世帯当たり 300円）
- まちづくり委員会活動助成、老人クラブスポーツ交流事業、障がい者交流事業、障がい福祉作業所助成、保育園児クリスマスプレゼント、小・中学校生産活動助成、福祉まつり、地域交流事業、重度障がい者見舞事業、県内の福祉活動、災害時積立金など幅広い福祉活動に役立てます。
 - 募金は、年度ごとに事業を計画した計画募金のため、目標額を設定しております。強制ではありませんが、事業推進のため、何卒ご協力をお願いします。

行政組織図

本庁舎

2F 建設課 76-0206
産業観光課 76-0208
農業委員会事務局 76-0207
企画課 76-0212
若桜鉄道運行対策室
地域戦略室 76-0213

1F 出納室 76-0202
総務課 76-0201(代表)
(選挙管理委員会事務局)
防災室 76-0203
税務課 76-0204
町民課 76-0205
76-0211

関西事務所

郡家保健センター

保健課 72-3566
(こども家庭センター)
地域包括支援センター 72-3574
福祉課 72-3581
(福祉事務所 72-3581)

男女共同参画センター
84-2361

船岡庁舎

3F 議会事務局 72-3975
(監査委員事務局)

1F 船岡住民課 72-0044(代表)
地籍調査課 72-3154
上下水道課 72-3973
産業観光課商工観光室 72-0144

八東庁舎

1F 八東住民課 84-1222(代表)
人権推進課 84-1228
教育委員会事務局
学校教育課 84-1231
社会教育課 84-1232

郡家東保育所 72-5000
郡家保育所 72-3123
国中保育所 72-3137
船岡保育所 72-6400
八東保育所 84-6425
子育て支援センター 72-3345

郡家人権啓発センター 72-2672

東市場児童館
上万代寺児童館
土師百井二児童館
国中二区児童館

船岡人権啓発センター 73-0030

中央人権啓発センター 84-3496

八東児童館 84-3497
下南児童館 84-2228

学校給食共同調理場 72-0304

中央公民館 72-3113

郡家図書館 72-6660

船岡図書館 72-3970

八東図書館 84-6622

芸術文化交流プラザ 71-1016

郡家東地区公民館 76-0335
郡家西地区公民館 76-0336
大江地区公民館 73-8838
済美地区公民館 72-0166
船岡地区公民館 72-0085
隼地区公民館 72-1611
安部地区公民館 84-3468
八東地区公民館 84-3001
丹比地区公民館 84-1251